

○玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館の設置及び管理に関する条例

平成14年3月26日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第3項の規定に基づき、玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館（以下「ふるさと発想館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本町の基幹産業である農畜水産業の生産振興、生産物の有効活用、新たな需要拡大、雇用の創出及び地域産業の発展を図るため、ふるさと発想館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 ふるさと発想館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館

位置 玄海町大字新田1802番地1

(指定管理者による管理)

第4条 町長は、ふるさと発想館の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、ふるさと発想館を管理運営するにあたって個人情報を取扱うときは、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(平18条例19・全改、平25条例13・一部改正)

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ふるさと発想館の施設及び設備の維持管理に関する業務

- (2) 農畜水産加工等の生産及び販売によるふるさと発想館の運営業務
- (3) ふるさと発想館の使用許可に関する業務
- (4) ふるさと発想館の使用に係る販売手数料（以下「手数料」という。）に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと発想館運営に関する事務のうち、町長の権限に属する事務を除く業務

（平 1 8 条例 1 9 ・ 追加）

（使用時間）

第 6 条 ふるさと発想館の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 開館 午前 6 時
- (2) 閉館 午後 1 0 時

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

（平 1 8 条例 1 9 ・ 追加）

（使用の許可）

第 7 条 ふるさと発想館を使用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また同様とする。

2 前項の許可には、管理上必要な事項を付することができる。

（平 1 8 条例 1 9 ・ 追加）

（使用許可の取り消し等）

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ふるさと発想館の使用許可を取り消し、又はその許可を制限することができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ふるさと発想館の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

（平 1 8 条例 1 9 ・ 追加）

（手数料）

第9条 ふるさと発想館を使用する者は、手数料を指定管理者に納入しなければならない。

2 手数料は、施設の維持管理に必要な経費の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て、手数料を減額し、又は減免することができる。

(平18条例19・追加)

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったふるさと発想館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(平18条例19・追加)

(損害賠償義務)

第11条 使用者は、ふるさと発想館の施設若しくはその附帯設備をき損し、又は滅失したときは、町長の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平18条例19・追加)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、ふるさと発想館の管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(平18条例19・旧第13条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年8月18日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 町長は、指定管理者の指定に関し必要な行為は、玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成25年6月18日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。